

先進市町の条例についての学習

持ち寄った気になる条例

1. 『上越市男女共同参画基本条例』新潟県上越市 2002/4/1 施行

第3章男女共同参画の推進に関する施策等

(市におけるクォーター制の実施等)

第13条 市長は地方自治法第180条・・・に規定する**委員及び委員会**(以下を「執行機関」という。)の**委員**を選任するときは、委員が**男女同数**(定数が奇数であるときは、男女の数の差が一人であること。以下同じ。)となるよう配慮しなければならない。

2 市長及び執行機関は、それらの**附属機関の委員その他の構成員**を委嘱し、又は任命するときは、委員その他の構成員が**男女同数**となるよう配慮しなければならない。

3 市長及び執行機関は、**ガス水道局並びに議会**は、施策の策定及び実施にあたり会議等の機会を設けて市民の意見を聴くときは、**男女同数**から意見を聴くよう配慮しなければならない。

4 **議会**は、その権限により執行機関並びに市長及び執行機関の附属機関の委員その他の構成員を推薦し、又は指名推選するときは、委員その他の構成員が**男女同数**になるように配慮しなければならない。

5 **任命権者**(地方公務員法第6条第1項に規定)は、**職員**を任用するときは、職員の**男女の構成比に配慮**するものとする。

6 **任命権者**は、**女性職員の職域の拡大及び積極的な登用**を図るとともに、職員が性別にかかわらず**均等に研修**を受けることができるよう配慮するものとする。

2. 『福岡県福間町男女がともに歩むまちづくり基本条例』福岡県福間町 2002/4/1 施行

2005年1月津屋崎町と福間町が合併し福津市となり、『福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例』**2005/1/24** 施行。条例の内容は福間町のを継承。

(市の責務)第4条4

市は、審議会等を設置するにあたり、条例等に**クォーター制**を規定するなど、男女がともに、政策や方針の決定過程に参画できる機会を確保しなければならない。

(事業者等の責務)第6条3

事業者等が**市と工事請負などの契約**を希望し業者登録をする場合は、男女共同参画の推進状況を届けなければならない。

3. 『市川市男女平等基本条例』千葉県市川市 2002/12/20 施行

全会一致で可決したが、議員から「あの時は勉強不足で賛成は過ちだった」と、新条例を議会に提出。書き直され、『市川市男女共同参画社会基本条例』として2007年4月1日に施行。下記、『市川市男女共同参画社会基本条例』の一部

男女の特性を生かし、必要に応じて適切に役割分担しつつ・・	(目的)第2条
男女が男らしさ、女らしさを否定することなく、互いにその特性を認め合い尊厳を重んじる社会	(基本理念)第3条2
家族一人一人が 家庭尊重の精神 の基づいた相互の理解と協力の下、それぞれの個性を大切に する家庭	第4条家庭において実現すべき姿ア
専業主婦を否定することなく 、現実 に家庭を支えている主婦を家族が互いに協力し支援する家庭	第4条家庭において実現すべき姿ウ
子を産むという女性のみ に与えられた母性を尊重するとともに、育児における 父性と母性 の役割を大切に し、心身共に健康で安心して暮らせる家庭	第4条家庭において実現すべき姿エ
妊娠期、出産期、育児期、更年期等の女性の生涯の各段階に応じて適切な健康管理が行われ、 母性及び子の最善の利益が尊重される職場	第4条職場において実現すべき姿エ
必要に応じて適切に 名簿 の作成が行われる等、区別と差別を混同することのない教育	第4条あらゆる教育の場において実現すべき姿イ
男女別実施による運動種目の設定、男女別室での着替えなど、 思春期の性別に配慮 した教育	第4条あらゆる教育の場において実現すべき姿ウ
心と体のバランスや生命の尊厳に配慮し、発達段階に応じて適切に行われる性教育	第4条あらゆる教育の場において実現すべき姿エ
<市・事業者・地域などにおける 積極的格差改善措置の条項を削除 >	

4. 『おおぶ男女共同参画推進条例』愛知県大府市 2003/10/1 施行

市民による手作りの条例

前文	“『健康都市』をうたう大府市は・・・私たちは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、性別にかかわらずあらゆる領域に希望をもって参画できる『健康都市』を築くために、この条例を制定する。”
----	---

5. 『宇部市男女共同参画推進条例』山口県宇部市 2002/6/28 施行

中国地方初めての男女共同参画宣言年(1998年6月)。その後条例制定を目指していたが、男女共同参画の小冊子に結婚制度を否定するような内容が掲載されたり、文科省委嘱の子育てパンフレットなどで男女共同参画の問題点が明らかになるにつれ、市民、議員から市条例制定や審議会答申内容に疑問の声があがり、それらを反映した極めて良識的な条例になった。(インターネット『フェミニズム批判』)

(基本理念)第3条1 男女が 男らしさ女らしさ を一方的に否定することなく男女の特性を認め合い、互いにその人格と役割を認めるとともに尊厳を重んじあうこと・・その他の人格的平等が尊重されるよう努めること
2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度または慣行が、社会における男女の活動の自由な選択を阻害することのないよう配慮に努めること

4 家族を構成する男女が、**家庭尊重の精神**に基づいた相互の努力と協力の下に、愛情豊かな子育て、家族の介護その他の様々な家庭生活の営みにおいて、すべからく家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ、就業その他の社会生活における活動を行うことができるよう配慮に努めること。ただし、それぞれの家庭における役割の重要性や子どもへの配慮を軽視することのないよう十分に留意すること。

5 **専業主婦を否定することなく**、現実に家庭を支えている主婦を男女が互いに協力し、支援するよう配慮に努めること。

6. 『日進市男女平等推進条例』愛知県日進市 2007/4/1 施行

前文 人はみな、個人として尊重され、性別によって差別されない平等な存在です。……

(基本理念) 第 3 条 7 ……また妊娠、出産その他の性と生殖に関しては、**産む性としての女性の身体機能に配慮し、その自己決定権が尊重されること。**

(行動計画) 第 11 条 2 市は、社会的文化的につくられた性別 (**ジェンダー**) の再生や性の商品化による人権侵害をなくし、男女平等を推進するため、すべての人が、**メディア・リテラシー**を身につけることができるよう、市民、事業者及び教育関係者に対し必要な情報を提供するとともに、その普及に努めます。

(積極的改善措置) 第 1 2 条 2 市の施策の立案及び決定に男女が平等に参画できるよう、審議会等における**委員の構成及び人員配置について、行動計画に数値目標**を掲げ、男女の均衡を図るように努めます。

(積極的改善措置) 第 1 2 条 3 市は、男女平等を推進するため、**女性職員の能力開発及び管理職等への登用**に努めます。

(雇用の分野における男女平等の推進) 第 1 3 条 2 市は、……事業者に対し、その事業活動における**男女平等の推進状況を知るための調査について協力**を求めることができます。

(市民活動等への支援) 第 1 4 条 市は、男女平等を推進する活動を行う市民、団体に対し、必要は情報の提供及び支援を行うよう努めます。

(家庭生活と職業生活等との両立支援) 第 1 6 条 市は……両立できるように必要な環境整備に努めます。

(国際協調の推進) 第 1 7 条 市は、……市民一人ひとりが**国や民族の違いを超えて相互の交流**を図ることができるよう支援に努めるとともに、**男女平等に関する国際的な情報の収集及び提供**に努めます。

(性と生殖に関する健康と権利の尊重) 第 1 8 条

(苦情処理) 第 2 2 条 市長の附属機関として、**日進市男女平等推進苦情処理委員**(以下「苦情処理委員」といいます)を置きます。

7. 『桑名市の男女平等をすすめるための条例』 2002/10/1 施行

2004年9月議会で条例の**失効を求める決議採択**

2004年12月6日新桑名市誕生

前文 男女平等は、日本国憲法にうたわれておりますが、現実の社会において必ずしも実現されておられません。このため、国は平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。桑名市でも女性も男性もお互いの責任を分かち合い、それぞれの生き方が選択できるように、「桑名市の男女平等をすすめるための条例」を制定し、「**桑名に生まれてよかった、ずっと住み続けたい**」と思うまちづくりをめざします。

(目的)第1条 この条例は、性別にかかわらず自分らしく生き生きと暮らすことができ、人を大切にすする心を次世代につなぎ、未来に夢をもてる男女平等なまち桑名を実現することを目的とします。

(基本理念)第3条 この条例は、**個人の尊重と男女の自立を基本理念**とします。

(政策決定の場の平等)第4条 市は、委員会や審議会など、政策決定の場の**男女比率が早期に平等**になるよう、積極的格差是正措置をとるよう努めます。

(意識改革)第6条 男女平等の社会を築くため、全ての市民は次のような意識改革をします。

(1) 個人が性別に関係なく、人間として尊重される社会をめざします。

(2) 男女とも個人として自立します。

(3) 男女とも個人の能力が発揮できる社会をめざします。

8. 『都城市男女共同参画社会づくり条例』**2004/4/1 施行**

バックラッシュを受けた条例。2004年11月28日の市長選挙で、若さと改革を唱える長峯誠氏(35歳)が、現職の岩瀬辰也氏(77歳)を破り当選。2006年1月1日、1市4町の合併により、失効状態となる。パブリックコメントを実施。市民からなる男女共同参画社会づくり懇話会が、パブリックコメントの結果を踏まえ協議の上意見書を提出。市が原案を作成し新たに『都城市男女共同参画社会づくり条例』を**2006年9月22日公布10月施行**。

2004年施行の条例で問題とされた箇所 2006年には、削除

(定義)第2条(1)男女共同参画社会 **性別または性的指向(以下「性別等」という。)にかかわらずすべての人(以下「すべての人」という。)の人権が尊重され、・・・**

(定義)第2条(6)性的指向 **性的意識の対象が異性、同性または両性のずれに向かうのかを示す概念をいう。**

9. 小郡市男女共同参画推進条例案 **撤回 2007/6/21**

小郡市は6月21日の6月定例市議会に提案していた小郡市男女共同参画推進条例案を撤回した。条例案は市長の諮問機関「男女共同参画社会推進審議会」の答申に基づき策定された。しかし、13日の本会議や14日の総務文教委員会で 男女共同参画を市民や事業者の「責務」にしているが、「責務」を果たさなかった場合どうなるのか。男女の役割分担は古くからあるが、それをすべて否定するのはどうか。などの質問や意見や、苦情処理や被害者救済への是正勧告を行う機関の設置に、議会側から「事業者への懲罰につながりかねない」などの意見や質問が相次いだため。

討 論 内 容

バックラッシュ（逆風・ゆりもどし）

- ・バックラッシュは、『ジェンダーフリー』に対する反応による。『フリーセックス』と同義語と捉えたから。大いなる誤解か、故意の誤解か。
- ・バックラッシュ派も『男女平等』のキーワードとして『能力』という言葉を使っている。
- ・『男女平等』は男女の特性を認めた上でそれぞれの『能力』を活かしあうこと。積極的格差改善措置（ポジティブ・アクション）というが、『能力』を正当に評価していることになるのか。
- ・『男女平等』とは男女が同じことをすることではなく、男女の特性は全く同じではないと認めた上で、その『人権』を認めること。

『男女平等』という言葉に嫌がる風潮がある。なぜか？

男女お互いに認め合うという意識ができていない。

例：介護施設において、男性が妻子のインフルエンザのために有給をとりたいと始業30分前に知らせてきた。男だったら仕事優先であるべきという反応が30~40代の女性に多かった。社会人としてどうかというのでなく。

男をこうあるべき、女はこうあるべきという中に男女ともどっぷりつかっている。

例：子どものことで夫が休めないからと妻が休暇をとる。女性の多い職場では、学校行事が重なると一斉に休暇をとり経営に困ってしまう。

例：パート、アルバイトに女性が多い。女性に職業人としての意識が育たない。

例：会社経営者として、男女関係なく能力の高い社員に期待しているが、女性はずぐ辞めてしまうので、困ってしまう。

愛情の取り違えをしている現代日本社会。個人の自立が求められる。

例：アメリカの若い人（男性も女性も）の習慣、毎日のシャワーやトイレの使用後にきれいに掃除する。パーティも上手。

例：大学の入学式に両親参加。（東大で安藤忠雄氏、子離れのできない親に問題と指摘。）

例：親参加を求める大学や高校がある。学校側に問題。

権力を持っているのは、男性。男性はこのままがいい。

50年60年後には、自然に男女共同参画社会の時代になっているのではないか。

- ・自然になるとは思わない。バックラッシュ派は男女共同参画社会になると秩序破壊、家庭崩壊がおけると主張する。歴史的に女性、障害者など弱者を対等に位置付けた社会はなかった。男女共同参画社会は、弱者を社会の表舞台にあげようとしている。このことが秩序破壊を言われる。男女共同参画条例には、そのことがはっきり明記される。バックラッシュに対して、条例がすでに制定されたところでも修正したり、廃止したりしている。どう動くようになっていくか、市民の叡智にゆだねられている。
- ・互いの職業を認め合っている夫婦。月に何回とある妻の夜勤の時は、夫が子ども二人の面倒をみる。おかあさんも一生懸命働いているという意識が夫にも子どもにもある。こういう家庭のことを若い男性に話すとそういう家庭をつくりたいと言う。だんだん、そう考え

る男性が増えてくるのではないか。『平等』にこだわらなくなるかもしれない。

- ・つくばみらい市は、平川和子内閣府専門委員の DV 防止のための講演会を反対派の圧力に屈し中止させた。攻撃的社會を容認したのと同じ。

大事が起こると必ず取り残されるのは、高齢者・障害者・女性・子ども。

- ・ボランティア元年とされた阪神淡路大震災の時に、女性の相談員は一人もいなかった。ボランティアと思っていた男性が女性に性的いやがらせをしたり、トイレでレイプした。ダンボールで仕切ただけの避難所では、男性の異常な目に女性は怯えた。女性の訴えから、内閣府男女共同参画室では、中越地震の時には女性だけのボランティア組織『白樫隊』をつくった。
- ・女性どうしのネットワークがあることで、女性は救われる。女性だけにしか見えない視点や女性だからこそ女性を守ることでできる視点を持つ。これが女性の『特性』。豊川市の自主防災会 170 の会長が男性ばかりなのは、問題。

インターネットと携帯サイト

- ・インターネットの普及によって裸体、セックス場面、トイレの様子、犯罪の映像などが簡単に流れるようになってしまった。一度貼り付けられてしまうと全世界に広がっていく。簡単には削除できない。今は、特に幼児や児童のポルノ映像が流れている。女性、女児だけでなく、男児も犠牲になっている。
- ・簡単に小学生女児が援助交際にはまってしまう。
- ・日頃からメディアリテラシーを育て、自分を自分で守るしか、手立てはない。
- ・多方面から情報を得たり、マスコミ報道の裏読みの習慣をつけることが必要。

コミュニケーションと体罰

- ・世の中に不足しているのは顔の見えるコミュニケーションだと思った。互いに尊重しあう風潮が薄らいで攻撃的な社会になっている。マスコミの情報も過度に攻撃的批判的なことばかり。それに毒されてしまった。
- ・対等に話をしようとしても、叱られていると感じたり、けんかが怖いから意見を言わなかったりする。コミュニケーションを避けてしまうことになる。
- ・こういう風潮だから、親や教師は体罰ができなくなった。指導に効果的と考える場合、子どもに愛情を持ってたたくことはある。
- ・認知症の人は自分のいやだという意思表示を本能的にたたくという行為ですることがある。たたくことは本能ではないか。
- ・どんな暴力もいけない。しつけか愛情か誰が見極めるのか。たたかれた側の受けた感情は、たたかれた本人にしかわからない。
- ・たたかないという人間性を持ったほうがいい。スポーツ練習の時気合入れと言って教師がたたいた。生徒として人権無視と感じ非常に腹が立った。支配構造がつくられている。
- ・言葉の暴力のほうが怖い。「おじいちゃん、死ぬ」とわが子が言った時には、ほうきを持って追っかけ、おじいちゃんに謝らせた。

条例への逆風（ゆりもどし・バックラッシュ）を唱える人をも納得できる条例ができないか。

- ・今までの話の内容は、今、見直さなければならないことを指摘している。これらを条例に入れ込むことができれば、いいと思う。誰も否定できないと思う。

参 考

さまざまな名称

- 『・・男女共同参画条例』(北区 東村山市 倉敷市)
- 『・・男女共同参画基本条例』(八戸市 潮来市)
- 『・・男女共同参画推進条例』(愛知県はじめ多くの県市町村)
- 『・・男女共同参画を推進する条例』(大田原市 鯖江市)
- 『・・男女共同参画の推進に関する条例』(上田市 神戸市 福岡市)
- 『・・男女共同参画を推進するための条例』(北見市 久喜市)
- 『男女共同参画を推進する彦根市条例』
- 『松阪市の男女共同参画をすすめる条例』
- 『城陽市男女共同参画を進めるための条例』
- 『岡山県男女共同参画の促進に関する条例』
- 『蕨市男女共同参画パートナーシップ条例』
- 『千葉市男女共同参画ハーモニー条例』
- 『男女がともに輝く高知市男女共同参画条例』(茨城上里町 鳥取八東町)

- 『・・男女共同参画社会基本条例』(つくば市 日立市)
- 『・・男女共同参画社会推進条例』(足立区 妙高市 大月市 山梨市)
- 『・・男女共同参画社会づくり条例』
(市原市 兵庫県 長野県 赤穂市 尼崎市 高知県 都城市)
- 『男女共同参画社会をめざす福井市条例』
- 『小野市はーと・シップ(男女共同参画)社会推進条例』
- 『草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例』
- 『可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例』

- 『・・男女共同参画のまちづくり条例』(埼玉市 出雲市 井原市 津山市 新見市
八女市 水俣市)
- 『佐世保市男女共同参画によるまちづくり条例』
- 『男女共同参画加美の里づくり条例』
- 『美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例』

- 『男女平等かわさき条例』
- 『・・男女平等推進条例』(朝霞市 清瀬市 高岡市)
- 『・・男女平等基本条例』(市川市 中野区 小金井市 日野市)
- 『久留米市男女平等を進める条例』

- 『・・男女平等参画条例』(三鷹市)
- 『・・男女平等参画基本条例』(板橋区 水戸市)

『**恵庭市の男女が平等**に暮らすための共に歩む条例』

『**・・男女平等社会**の形成の推進に関する条例』(新潟県 北九州市 堺市

『**桑名市の男女平等**をすすめるための条例』

『**古賀市男女平等**をめざす基本条例』

『**旭川市男女平等**を実現し**男女共同参画**を推進する条例』

『**福島県男女平等**を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための**男女共同参画**の推進に関する条例』

『**目黒区男女が平等**に**共同参画**する社会づくり条例』

『**東大和市男女平等**を基本とした**男女共同参画**の推進に関する条例』

『**岐阜県男女が平等**に人として尊重される**男女共同参画社会**づくり条例』

『**各務原市男女が輝く都市**づくり条例』

『**宇治市男女生き生きまち**づくり条例』

『**福津市男女がともに歩むまち**づくり基本条例』

『**荒尾市男女が共に生きる社会**づくり推進条例』

『**高根町男女がともに歩む豊かなまち**づくり条例』

『**羽咋市男女が共に輝く21世紀のまち**づくり条例』

『**男女がともにつくる安心とゆとりの掛川**条例』

『**三輪町男女がともに支えあうまち**づくり推進条例』